審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター 理事長 新海 聡

意見書

諮問番号:令和年(行情)諮問第91号 事件名 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件について、以下の通り意見書を提出する。

- 第1、該当文書の公開が情報公開法5条3号及び5号の支障発生の根拠となる、という主 張には合理性がないこと
 - 1,今回、本件原処分の内容が特定されたが、なぜ該当文書の開示が法5条3号及び5 号に該当するかについての説明には合理性がない。
 - 2, FATF ならび加盟 35 か国・地域と 2 つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。 すなわち、FATF は活動について毎年 Annual Report を作成するだけでなく、年 1 回 行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。

http://www.fatf-gafi.org/

また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、各省庁にFATF関連ページがあり、少なくとも結果については既に公表されている。

そうであれば、少なくともすでに公表されている部分は、情報公開法の趣旨にのっ とり公表すべきである。

3,会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠 がないこと

諮問庁は理由説明書の中で「FATF 事務局により作成された会合文書は、"For Official Use"と明記されている。」「つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」としている。

しかし、上記の文章は論理的には繋がっていない。

今道周雄「国家機密の保護-制度と技術」によれば、FOUO について以下述べている。

国家の安全に影響はないが、公開することが不適正な情報は SBU (Sensitive But Unclassified) と一般には呼ばれ、FOUO (For Official Use Only), LOU (Limited Official Use) などと称されることがある。ほとんどの SBU は個別の法律で定義されているが、FOUO は各省庁の方針で決められている。これらの情報は Freedom Of Information Act (FOIA) の除外項目になっている。ただし、自動的に不開示となるのではなく、その情報が9つの除外カテゴリーのいずれかに入り、合法的な目的

のために不開示にする、ということが確認できなければならない。SBU の管理は各省庁に任されていて、「機密指定(classified)」を受けた情報とは完全に区別している。

これを見ても、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」わけではない。

さらに、仮に「対外的に公表されないことを前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む」が対象情報に含まれていたとしても、その部分のみ不開示にすればよいだけであり、その他記載部分まで不開示にする合理性はない。

4, 会合文書に関連して我が国において作成された文書 「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書の中で「会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換や、FATF 事務局等による作成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書」であり、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるとしている。

しかし、上記のおそれはない。

本件対象文書は、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度 FATF 関連文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることは、情報公開法の趣旨に反するし、法第 5 条第 3 号、第 5 号又はその両方に該当するものではない。

5, 既に終わった協議に関する文書 「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと。

諮問庁は理由説明書の中で「不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり」、「これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性

が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当 に国民の間に混乱を生じるおそれ」があるとしている。

しかし、上記のおそれはない。

諮問庁の言い分を認めてしまうと、半永久に文書が公開とならなく、情報公開法の趣旨に反する。また、「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、秘密保護法の省庁間の議論を情報公開請求した際、国会上程後は公開された。裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。仮に現政権になり、「省庁間における未成熟な段階の議論」を公開しないように情報公開度を後退させたとしたのであれば、情報公開法の趣旨に反する。

第2 結論

上記より、原処分の法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するとした判断は違法 である。

以上